

# 日本フラックス成長研究会賞規程

## 日本フラックス成長研究会賞規程

### [ 総則 ]

第1条 日本フラックス成長研究会(以下、本研究会と称する)は、広くフラックス成長および関連する科学の基礎と応用の研究を振興し、その発展を願って日本フラックス成長研究会賞を創設する。

### [ 表彰の種類 ]

第2条 日本フラックス成長研究会賞は、次の各号に掲げる5種類とする。

- 一 功績賞
  - 二 学術賞
  - 三 進歩賞
  - 四 技術賞
  - 五 発表賞
- 2 功績賞、学術賞、進歩賞および技術賞は、毎年の本研究会総会の席上で授与する。
  - 3 発表賞は、毎年日本フラックス成長研究発表会の席上で授与する。

### [ 功績賞 ]

第3条 功績賞は、本研究会会員歴5年以上の正会員または賛助会員代表者であって、本研究会の諸活動に対して特に貢献のあった功績者に授与する。

### [ 学術賞 ]

第4条 学術賞は、本研究会会員歴5年以上の正会員または賛助会員代表者であって、フラックス成長および関連する科学の学術研究を行い、その業績が特に優秀な者に授与する。

- 2 対象となる研究業績は、本研究会機関誌に発表されたもののほか、他の学術誌に発表されたものも対象とすることができる。

### [ 進歩賞 ]

第5条 進歩賞は、本研究会会員歴5年以上の正会員または学生会員であって、フラックス成長および関連する科学の学術研究を行い、その業績が特に優秀な40歳以下の者に授与する。

- 2 対象となる研究業績は、本研究会機関誌に発表されたもののほか、他の学術誌に発表されたものも対象とすることができる。

### [ 技術賞 ]

第6条 技術賞は、本研究会会員歴5年以上の正会員または賛助会員代表者(代表者を中心とするグループを含む)であって、フラックス成長ならびに関連する科学に関し、技術や製品の開発あるいは工業化などに顕著な業績のあった者に授与する。

### [ 発表賞 ]

第7条 発表賞は、日本フラックス成長研究発表会において優れた発表をした者に授与する。

[ 表彰件数 ]

第8条 表彰の件数は、各年につき、次の各号に規定する通りとする。

- 一 功績賞 2件以内
- 二 学術賞 2件以内
- 三 進歩賞 2件以内
- 四 技術賞 2件以内
- 五 発表賞 5件以内

[ 選考委員会 ]

第9条 日本フラックス成長研究会賞受賞者選考のため、次の各号に掲げる選考委員会を置く。

- 一 功績賞，学術賞，進歩賞および技術賞選考委員会
  - 二 発表賞選考委員会
- 2 功績賞，学術賞，進歩賞および技術賞選考委員会委員は，本研究会理事会にて推挙し，会長が指名するものとする。選考委員会委員長は，委員の互選により選出する。
- 3 発表賞選考委員会委員は，日本フラックス成長研究発表会の実行委員長が指名するものとする。選考委員会委員長は，委員の互選により選出する。

[ 推薦方法 ]

第10条 功績賞，学術賞，進歩賞および技術賞受賞候補者の推薦者は，次の各号に掲げる規定に基づき，本研究会会長宛に受賞候補者の推薦書類一式を提出する。

- 一 推薦者は，本研究会会員とする。
  - 二 推薦書類一式は，推薦書，推薦理由および業績一覧表とし，推薦書類の書式は，本研究会事務局に請求する。ただし，選考資料として発表論文別刷りや諸活動説明書などを添付することができる。
  - 三 提出する書類は3部(正1部，副2部)とする。
  - 四 推薦書提出締切りは，毎年8月31日とする。
- 2 発表賞については，前条第1項第2号に規定する選考委員会の定めによる。

[ 選考方法 ]

第11条 功績賞，学術賞，進歩賞および技術賞については，本研究会会員より推薦を受けた者の中から，第9条第2項に規定する選考委員の投票によって候補者を選出し，本研究会理事会において受賞者を決定する。

- 2 発表賞については，第9条第1項第2号に規定する選考委員会において受賞者を決定する。

[ 付則 ]

- 1 この規程は，平成21年12月11日の本研究会総会で決定し，同日から施行する。
- 2 平成22年度および23年度に限り，第3条から第6条に掲げる受賞要件の会員歴は3年以上とする。